

○ 国立大学法人島根大学管理学則（抄）

〔平成16年4月1日〕
〔島根大学規則第1号〕

（鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施）

第46条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、鳥取大学及び山口大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、鳥取大学の農学部及び乾燥地研究センター並びに山口大学の農学部の教員とともに、本学生物資源科学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

○ 山口大学大学院学則（抄）

〔昭和42年7月11日〕
〔山口大学規則第26号〕

（鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施）

第7条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、山口大学、鳥取大学及び島根大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、国立大学法人鳥取大学の農学部及び乾燥地研究センター並びに国立大学法人島根大学の生物資源科学部及び研究機構の教員とともに、本法人創成科学研究科及び大学研究推進機構の大学教育職員がこれを担当し、又は分担するものとする。